

## 南伊豆町デジタル同報系防災行政無線設計業務委託プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

本要領は、「南伊豆町デジタル同報系防災行政無線設計業務委託プロポーザル実施要領」に係る契約の相手方となる事業者の選定を行うものとし、当該選定にあつては、南伊豆町プロポーザル方式等の実施に関する要綱及び本要領によるものとする。なお、原則として来年度以降に実施する整備工事についても本プロポーザルにおいて選定された事業者と随意契約を締結する予定である。よって、本設計業務を実施する者は調査設計・施工・工程管理を含めた業務全体を総合的に管理し、効率よく行う必要があるため、実施設計に係る事項の他に整備に係る事項についても提案を求める。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

南伊豆町デジタル同報系防災行政無線設計業務委託

#### (2) 業務内容

別添「南伊豆町デジタル同報系防災行政無線設計業務委託仕様書」のとおり

#### (3) 履行期間

実施設計：契約締結日から令和2年3月27日まで

施 工：提案による

### 3 応募価格上限

実施設計：15,000千円（消費税額及び地方消費税額を含まない）

施 工：660,000千円（消費税額及び地方消費税額を含まない）

### 4 問合せ、企画提案書等提出先

担当課(室) 南伊豆町総務課

住 所 郵便番号 415-0392 静岡県賀茂郡南伊豆町下賀茂 315 番地の 1

電 話 0558-62-6211

F A X 0558-62-1119

E - mail [soumu@town.minamiizu.shizuoka.jp](mailto:soumu@town.minamiizu.shizuoka.jp)

### 5 実施形式

公募型プロポーザル方式

### 6 スケジュール

(1) 実施要領等公表、参加申込受付開始・・・・・・・・・・平成31年4月26日（金）

(2) 質問受付期間期限・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和元年5月14日（火）

(3) 質問回答・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和元年5月17日（金）

- (4) 参加申込受付期限・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和元年5月22日(水)
- (5) 参加資格確認通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和元年5月24日(金)
- (6) 企画提案書の提出期限・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和元年5月30日(木)
- (7) 第一次審査結果通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和元年6月3日(月)
- (8) 第二次審査(プレゼンテーションの実施)・・・・・・・・・・令和元年6月11日(火)
- (9) 第二次審査結果通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和元年6月18日(火)

## 7 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 静岡県内に南伊豆町競争入札等参加登録された営業所等を有している者
- (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく電気通信工事に係る特定建設業の許可を受けている者
- (3) 南伊豆町入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていない者
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当していない者
- (5) 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有している者
- (6) 法人及びその役員等が、南伊豆町暴力団排除条例(平成24年条例第2号)第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うものでない者
- (7) 競争入札参加資格審査申請等に提出された書類の記載事項に虚偽がない者
- (8) 過去10年以内(平成21～30年度)に静岡県内にて60Mhz帯デジタル同報系行政無線システム(親局設備・子局設備一括)の元請施工実績を有する者

## 8 参加申請書類等の交付期間及び交付方法

### (1) 配布期間

平成31年4月26日(金)～令和元年5月14日(火)

### (2) 配布方法

参加申請書類や仕様書等の関係書類は、以下ホームページからダウンロードできる。  
南伊豆町ホームページ(<http://www.town.minamiizu.shizuoka.jp/docs/2019041700013/>)

## 9 参加意思の確認方法

### (1) 参加表明手続

本プロポーザルへの申込みを希望する場合は、プロポーザル参加意向申出書(要綱様式第5号)に業務履行証明書類を添付し提出すること。

### (2) 提出期限

令和元年5月22日(水)午後5時必着

(3) 提出先及び提出方法

提出先 南伊豆町総務課

提出方法 E-mail での提出とし、提出期限までに提出とする。なお、件名を「南伊豆町デジタル同報系防災行政無線設計業務委託プロポーザル参加意向申出書」とすること。

(4) 参加資格確認通知

参加資格の有無について、参加資格確認結果通知書により、令和元年5月24日(金)までにE-mailで連絡する。

10 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、質問書(要領様式第1号)により、E-mailで受付を行う。

(1) 提出期限 令和元年5月14日(火)午後5時必着

件名を「南伊豆町デジタル同報系防災行政無線設計業務委託プロポーザル質問書」とすること。質問書の電子データを添付すること。

※電話や来訪による口頭での質問は一切受け付けない。システム要求水準書に対する質問(代案提示等)は、受け付けない。製作仕様書にて示すこと。

(2) 回答

質問に対する回答は、令和元年5月17日(金)午後5時までにE-mailで回答する。質問事項が重複しているものについては、整理して回答する。また、本事業の趣旨からかけ離れているものについての回答は、本町の判断により行わない場合がある。

11 企画提案書等の提出について

(1) 提出期限 令和元年5月30日(木) 午後5時必着

※提出書類は返却しない。

(2) 提出方法 持参又は郵送のいずれかで提出すること。

(3) 提出先 南伊豆町総務課

(4) 提出書類

① 企画提案書(要領様式第2号)

② 会社概要書(要領様式第6号)

③ 業務実績表(要領様式第3号)

④ 技術者経歴書(要領様式第4号)

設計における管理技術者及び施工における監理技術者について記載すること。

⑤ 製作仕様書(要領様式第7号)

⑥ 見積書(設計、施工、運用保守)

(5) 企画提案書作成について

① 企画提案書の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は計量法(平成4年

法律第 51 号) によるものとする。

- ② 大きさは A4 判印刷とし、表紙、裏表紙を除き 20 頁以内とする。なお、A4 判については、白紙面も 1 頁と数える。
- ③ 文字サイズは原則として 12 ポイント以上とする。
- ④ A3 判を使用する場合は、A4 判の大きさを 3 ツ折りにすること。A3 判 1 頁は A4 判 2 頁と数えることとする。
- ⑤ 作成部数 正本 1 部、副本 9 部（正本コピー可）を提出すること。
- ⑥ 企画提案書には、以下事項について提案を含め簡潔に記載すること。
  - ・コンセプト
  - ・実施設計について
  - ・特定テーマ 1 「多様な情報伝達について」
  - ・特定テーマ 2 「難聴地域対策について」
  - ・システム構成
  - ・同報無線について
  - ・施工について
  - ・保守について
  - ・将来性について

(6) 製作仕様書作成について

- ① 本プロポーザルは、システム要求水準書に準拠した設備の納入が可能であることを前提としており、それを証明するものとして、60Mhz 同報系防災行政無線製造業者承諾済みの機器製作仕様書を作成し提出すること。
- ② システム要求水準書に準じない製品や代替機能の提案がある場合は、その方法を付記し提案すること。機器及び機能実現が可能であることがわかるように、機器毎に記載すること。

(7) 見積書作成について

- ① 設計費用
  - a 「南伊豆町デジタル同報系防災行政無線設計業務委託仕様書」に基づき、設計業務に関わる総額を提示すること。消費税及び地方消費税の額を含まないものとする。
- ② 施工費用
  - a 令和 2 年度からの整備について、提案内容に基づき各年度における概算費用及び総額を提示すること。消費税及び地方消費税の額を含まないものとする。
  - b 整備費は、機器費・労務費・撤去廃棄費等を明確に提示すること。
  - c 年度毎の費用内訳がわかるように計上すること。内訳は極力詳細に項目を拾い出し、その数量及び単価を示すこと。
  - d 見積にあたっての数量設定は「南伊豆町デジタル同報系防災行政無線 システム要求水準書」及び提案内容に沿ったものとする。
  - e 提案内容をすべて網羅した見積とすること。

- f 提出後、費用の構成内容を参加者間でそろえて再提出を求める場合がある。
- ③ 運用・保守費用
- a システム整備後 10 年間の運用・保守費用について、各年度における概算費用及び総額を提示すること。消費税及び地方消費税の額を含まないものとする。
- b 年度毎の費用、内訳がわかるように計上すること。内訳は極力詳細に項目を拾い出し、その数量及び単価を示すこと。
- c 電気料金、点検費、定期交換部品、法定費及び通信回線料等は項目ごとに分類して計上し、想定条件がわかるように記載すること。10 年の間に更新の必要がある機器についてはその更新費用も計上すること。
- d 提出後、費用の構成内容を参加者間でそろえて再提出を求める場合がある。
- e 保守要件は、平日 9～17 時受付、駆け付け対応平日 9～17 時、修理部品費用別途、保守点検年 1 回とする。
- f 既設アナログシステムの運用・保守費用も含むこと。

ただし、「①設計費用」、及び「②施工費用」については、町が設定した額を下回った場合は加点しないものとする。

## 1.2 審査方法

南伊豆町職員で組織するプロポーザル選定委員会において審査を行い、契約予定者を選定する。

### (1) 企画提案書等による書類審査

参加資格を有すると判断された事業者について、第一次審査として各種提出書類及び企画提案書等による書類審査を行う。第一次審査の結果通知及びプレゼンテーション通知は、令和元年 6 月 3 日(月)までに電子メールにて通知する。第二次審査は、上位 5 事業者までを対象とし、プレゼンテーションによる審査を行う。

### (2) プレゼンテーション

- ① 開催日 令和元年 6 月 11 日(火)
- ② 場 所 南伊豆町役場 ※時間場所の詳細は別途通知する。
- ③ 説明資料について

提出された企画提案書以外の資料の配布は認めない。

### ④ プレゼンテーションの方法

プレゼンテーションは、30 分程度(準備 5 分、提案内容説明 20 分以内、質疑 5 分)とする。

### ⑤ その他

- ・出席人数は、説明者を含め 4 名までとする。(製造メーカーに限り同席可)
- ・外部とのネットワークは使用できない。
- ・機器を使用する場合は、事業者側で準備すること。

### 1 3 契約の締結

本プロポーザルにより特定された事業者と以下の要領で随意契約の交渉を行う。

#### (1) 辞退等

第一候補者が辞退し契約できない場合は、次点の事業者を契約予定者として契約の交渉を行う。

#### (2) 契約内容及び金額

最終的な契約内容及び金額については、南伊豆町と契約予定者の中で提案内容等を確認する場を設け、実現内容について精査・調整の上、最終的な契約内容・金額を確定する。

### 1 4 失格条項等

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出期限に遅延した場合
- (2) 企画提案書等の提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 参加資格を有していないことが判明した場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 提出された見積価格が南伊豆町の契約限度額を超えている場合
- (6) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- (7) 提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合
- (8) その他選定委員会が失格にあたる事由があると認めた場合

### 1 5 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (2) 提出後の企画提案書の修正は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (3) すべての提出書類は返却しない。
- (4) 企画提案書は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- (5) 粗雑・粗悪な施工や下請け企業への過剰なコスト低減要求等を防止するためダンピングを疑うような不当な価格は評価しない。
- (6) 提出書類に虚偽の記載をし、本プロポーザルを失格とされた場合、その者に対し指名停止措置を行う場合がある。
- (7) 選定結果に対する不服の申立ては受理しない。
- (8) 本プロポーザル実施要領及びその他の書式等に変更がある場合には、南伊豆町ホームページで告知する。